

# 特定創業支援の概要及びメリット

## ・特定創業支援事業とは

「産業競争力強化法」に基づき創業希望者や創業して間もない方を支援する国・自治体によるサポート事業です。商工会等と連携して実施します。

## ・対象者

新規で創業する人、または創業から5年未満の人

## ・メリット

### ①登録免許税の半減

例) 株式会社

(通常) 資本金の0.7% (ただし最低額15万円)

(証明による特例) 資本金の0.35% (ただし最低額7万5千円)

### ②日本政策金融公庫新創業融資が受けやすくなる

自己資金要件の充足

自己資金要件 (創業資金総額1/10以上) を充足したのとして利用可能。

### ③日本政策金融公庫新規開業資金の金利引き下げ

貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用可能。

### ④創業関連保証の前倒し

創業関連保証を6カ月前から受けることが可能。

### ⑤各種補助金の優遇

小規模事業者持続化補助金

(通常) 補助上限 50万円 ⇒ 200万円など

## <全体像> ※下線部が特定支援事業

